

可搬形発電機整備技術者資格制度に関する規程細則

制定 1984年11月30日
全部改訂 2021年4月1日
改訂 2022年4月1日

(目的)

第1条 可搬形発電機整備技術者資格制度に関する手続き、講習要領、試験要領、資格認定手数料等については、可搬形発電機整備技術者資格制度に関する規程（以下、規程という）の定めによるほか、運用に関して必要な事項は、規程第17条により規程細則（以下、細則という）による。

(適用の範囲)

第2条 この細則は、一般社団法人 日本建設機械レンタル協会（以下、本協会という）の定める移動電源等の用に供する可搬形発電機の整備、管理業務に従事する可搬形発電機整備技術者（以下、可搬整備技術者という）に資格を認定交付するための手続き等について定める。

(講習受講・試験受験の手続き)

- 第3条** 規程第3条（講習及び試験）により、可搬整備技術者の資格認定を得ようとする者は、本協会が実施するeラーニングによる講習受講及び会場型CBT試験を受験しなければならない。
- 2 可搬整備技術者の資格認定を得ようとする者は、本協会が定める受講受験申込み申請期間内に、資格試験ホームページから申請手続きを行うものとする。
 - 3 本条に定める申請手続きに関し、下記の項目は原則として自己申告によるものとし、誓約書の提出をもって申請を受理するものとする。万が一、申請、申告内容に虚偽があった場合には、規程第12条2項により受講資格、受験資格、試験合格後認定された資格の一切をなくするものとする。
 - (1) 申請者の氏名、現住所の申告
 - (2) 申請時の所属会社等の申告
 - (3) 最終学歴の申告
 - (4) 実務経歴の申告
 - (5) 所属会社等の本協会会員区分の申告

(講習受講及び試験受験資格の基準)

- 第4条** 規程第4条（受講及び受験資格）に定める受講及び受験資格の基準は、次のとおりとする。
- (1) 受講受験基準
可搬形発電機に関する業務に従事する者であって、可搬形発電機の保守・点検・整備・管理を行っている者で、かつ、次の条件に該当する者とする。
 - (2) 受講受験資格の条件
学歴もしくは保守・整備に関連する資格に必要な別表1に示す実務経験年数を有する者とする。

(申請者に対する通知・テキストの送付)

- 第5条** 細則第3条(講習受講・試験受験の手続き)第2項の申請があったときは、本協会は申請内容を審査し、承認した者に、電子メールをもって通知し、eラーニング受講、及び試験受験に際しての認証ID、パスワードを付与するものとする。
- 講習テキストの送付は、手数料の支払い後、郵送により実施する。再送が必要となった場合には別途負担により送付可能とする。
 - eラーニングによる受講は、講習テキスト受領後に可能とする。

(講習の受講)

- 第6条** 前条により承認を受けた者(以下、受講者という)は、指定の受講期間内に本協会が実施するeラーニングによる講習を受講し、適正に修了しなければならない。
- 講習の修了は別表2にある学科ごとにそれぞれ修了し、かつ全学科を修了しなければならない。
 - 規程第6条(講習)による講習内容、及び学科ごとの修了テストの問題数、合格点数の基準等は別表2によるものとする。

(試験の受験)

- 第7条** 受講者は、eラーニングによる講習の修了後、本協会の定めるところにより、指定の期間内に会場型CBT試験を受験することができる。
- 受験者は、受験予定となる日時及び会場を指定し、試験の申請をしなければならない。申請後、受講者の都合による受験日時及び会場の変更は指定の受講期間内であれば可能である。
 - 受験者は、試験が不合格となった場合、本協会の定めるところにより、指定された受講期間内であれば、手数料を支払うことで、1回のみ再受験することができる。

(試験の実施)

- 第8条** 試験の内容は、別表3によるものとする。
- 試験問題は、本協会が編集した「可搬形発電機整備技術者テキスト(技術編、法令編)」(以下テキストという)に基づいて作成されたeラーニング講習で出題した修了テスト問題から別表3のとおり出題される。
 - 試験においては、テキストを用いることを禁止し、筆記用具(ペンまたは鉛筆、消しゴム)以外の持参は認められない。

(試験の採点及び合格点)

- 第9条** 試験結果の採点は、本協会が委託した試験機関が代行するものとし、本協会はその結果を承認する。
- 合格は、別表3によるものとする。
 - 前項の試験結果は、受験終了後直ちに合否を当該受験者に通知する。

(資格証等の交付)

- 第10条** 本協会会長(以下、「会長」という)は、前条により合格した者に対して、可搬形発電機整備技術者資格証(以下、資格証という)を交付し、資格を付与する。
- 資格証とは別に、可発整備技術者である事を掲示できる合格証を併せて発行するものとする。

(資格証の記載事項等)

第11条 前条の資格証に記載する事項は次のとおりとする。

- (1) 資格証番号
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 交付年月日
- (5) 有効年月日

2 前項の各号に掲げる資格証の記載事項に変更が生じた場合は、WEB上のマイページから記載事項の変更をしなければならない。

(資格証の再交付)

第12条 資格証を汚損し若しくは紛失し、再交付を受けようとする者は、可搬形発電機整備技術者資格証再交付申請書を本協会に提出し、再交付を受けることができる。

(資格の更新)

第13条 規程第11条(資格の更新)により資格の更新を受けようとする者は、有効期限満了日の前日までに、本協会が実施するeラーニングによる更新講習を修了しなければならない。

(資格の更新手続)

第14条 細則第13条(資格の更新)により資格の更新を行う者は、本協会が定める更新申請期間内に、更新申請をしなければならない。

- 2 本協会は、更新対象者に資格証の有効期限が近いことを知らせる電子メールを送付するものとする。また、書類等の送付先は、登録されている現住所宛とする。
- 3 更新を行うものは、本協会ホームページから更新申請を行うものとする。本協会は受付が完了し、更新対象者であることの確認後、更新講習に必要なIDとパスワードを付与するものとする。

(更新講習)

第15条 更新講習は、更新用テキストによる学習とeラーニングによる更新講習とし、講習有効期間内に修了テストを完了させ、合格する事をもって更新するものとする。

- 2 更新講習の修了は、別表4によるものとする。

(手数料)

第16条 規程第15条(手数料)に関する手数料は、別表5に示すものとし、本協会に納付しなければならない。

- 2 手数料は、天災などの不可抗力等の正当な理由があると協会が認めた場合を除き、認定取得の成否にかかわらず返金はしない。
- 3 手数料の改廃は、可発部会が教育研修委員会に諮問をなし、本協会理事会の議を経て会長が行う。

(細則の改廃)

第17条 この細則の改廃は、可発部会が教育研修委員会に諮問をなし、本協会理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この細則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。